

2014年05月27日

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月20日開催予定の第74期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役の監督機能及び経営体制の強化を図るため、定款第20条（員数）に規定された取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役と執行役員の役位の運用を整理するため、定款第25条（役付取締役）に所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会のより機動的な運営を図るため、定款第26条（取締役会の招集通知）に規定された取締役会の招集通知を各取締役及び各監査役に対して発する日を、取締役会日の5日前から2日前に変更するものであります。
- (4) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、社外取締役との間で責任限定契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。なお、定款第28条（社外取締役の責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 上記規定の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第20条（員数） 当会社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。	第20条（員数） 当会社に取締役 <u>12</u> 名以内を置く。
第21条～第24条 [省略]	第21条～第24条 [現行どおり]
第25条（役付取締役） 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各1名、 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	第25条（役付取締役） 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各1名及び <u>その他の役付取締役若干名を選定することができる。</u>
第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より <u>5</u> 日前に発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。	第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より <u>2</u> 日前に発する。但し、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

<p>第27条 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>第28条～第41条 [省略]</p>	<p>第27条 [現行どおり]</p> <p>第28条 (社外取締役の責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第42条 [現行どおり]</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会  
開催日 平成26年6月20日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成26年6月20日（金曜日）

以上

【お問い合わせ先】  
住友林業株式会社  
コーポレート・コミュニケーション室  
TEL：03-3214-2270